

(基準の特例)

第57条の3 前2条の規定は、消防長が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等から判断して、これらの規定による基準によらなくとも、入場者の避難上支障がないと認めるときにおいては、適用しない。

※ 改正経過：追加〔平成7年条例第6号〕、全部改正〔平成16年条例第33号〕

【趣旨】

本条は、第57条に規定する劇場等の屋内の客席に関する事項、第57条の2に規定する劇場等の屋外の客席に関する事項に係る特例基準について定めたものである。

本条の制定経緯について、劇場等では、いす席、ます席などの固定的な客席を配置しての興行が主であった。しかし、全席を立見として興行する劇場等が増加してきたこと、今後においても、予測されない特殊な形態の劇場等が出現することなどが想定されたことから、平成7年の条例改正により、これらの劇場等における客席について、消防長が入場者の避難上支障がないと認めたものについては、基準の特例を適用することができる旨新たに規定した。

一方、火災予防条例（例）における劇場等の客席に関する規定は、災害が発生した場合において、観客の避難に支障を来さぬよう規定されていたものであるが、防火対象物の大規模化、高層化、複雑多様化等に伴い、様々な形態の劇場等の建築が見込まれることから、平成15年の改正（平成15年12月18日付け消防予第319号・消防安第237号）により火災予防条例（例）第35条及び第36条ただし書を削除し、新たに火災予防条例（例）第36条の2において基準の特例を設けることとなった。

当該条例（例）改正の時点において、札幌市では、すでに第57条の3において予想されない特殊なものに限り基準の特例を設けていたところであるが、予想されない特殊な客席でなくても消防長が避難上支障がないと認める場合には、基準の特例を適用することができるよう改正し、現在のような形となった。

【解説】

- 1 第57条第1号及び第57条の2第1号には、「いすは、床に固定すること。」となっている。しかし、全ての劇場等について一律にこの規定を強制することは、規制が厳しすぎる場合が予想されるので、本条において、消防長が劇場等の位置、収容人員、使用形態（催し物の内容、観客層等）、避難口その他の避難施設の配置等から総合的に勘案して、入場者の避難上支障がないと認めた場合は、移動式のものでもよいこととしている。この消防長による特例の認定は、次の内容等を踏まえ、判断するものとする。
 - (1) 位置に関しては、当該劇場等の周囲に十分に広い空地がある場合等であること。
 - (2) 収容人員に関しては、第60条の規定による定員よりも少ないことのほかに、当該劇場等の入場者の密集度を考慮すべきであること。
 - (3) 使用形態に関しては、集会場及び公会堂等において、映画、演劇等の開催のほかに、いすの移動を要するような用途にも使用する場合等であること。
 - (4) 避難口その他の避難施設の配置等に関しては、避難口、廊下、階段、避難通路等が法令の規定以上に十分に整備されている場合等であるほか、警備員の配置等も含まれること。
- 2 第57条第5号は、劇場等における屋内の客席の避難通路に関する規定であるが、避難通路以外の避難上の設備（避難器具、避難口等）を代替的に設けた場合のほか、第57条第5号アからカまでに掲げる基準には合致しないが、これによる場合と同等以上の効果を有するように避難通路を設ける場合等は、避難上支障がないと認めることができる。
- 3 第57条の2第4号は、劇場等における屋外の客席の避難通路に関する規定であるが、これについても屋内の客席の避難通路に関する特例規定と同様の考え方となる。ただし、屋外の客席は、そ

の形状、構造等が千差万別であるので、屋内の客席に比較してはるかに多いことが予想される。

4 本条による特例を認める際は、以下のとおり関係図書の提出を求め、総合的な判断をする。

(1) 申請

「申請書・届出書ダウンロードサービス」にある「特例認定申請書」(※1)に必要事項を記載するとともに、申請内容を確認するために必要な図書を添えて、申請する場所の区を管轄する消防署予防課に2部提出する。

(2) 審査

特例申請があった場合は、申請内容を審査するとともに、必要に応じて所要の現地調査等を行った後、特例認定審査書(※2)を作成する。

(3) 審査結果

特例認定に支障がないと認める場合は、提出された特例認定申請書の1部に承認済の印(規則様式28)を押印し、また、支障があると認める場合は、認定できない理由を経過欄に記載のうえ、申請者に交付する。

※1 札幌市火災予防事務処理要綱(平成9年3月14日札幌市消防局予防部長決裁。以下「要綱」という。)第39条(札幌市火災予防規程第10条に係る特例の認定)及び様式48

※2 要綱第39条及び様式49